

# ぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、県産木材の需要拡大を図るため、ぐんま優良木材を使用した住宅を建設、購入等する者に対し、予算の範囲内において、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）およびこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- 一 「ぐんま優良木材」とは、合法的な手続きを経て伐採された群馬県内産の素材丸太等を原材料として生産される製材品であって、ぐんま優良木材品質認証センター（以下「品質認証センター」という。）が定める「ぐんま優良木材製品品質規格基準」に適合する製材品とする。
- 二 「構造材」とは、在来軸組工法の構造体で、軸組、小屋組、床組（土台含む）に使用される部材のうち、床束、床下地板、壁下地板、野地板、貫を除いたものとし、木びろい表（別記様式第7号）に示す部材とする。
- 三 「内装材」とは、住宅内部の床面、壁面および天井に内装仕上げとして施工される部材とする。
- 四 「建設」とは、住宅を新築すること、または住宅の内装工事を行うこととする。
- 五 「購入」とは、建設された住宅で、まだ人の居住の用に供していないもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）を購入することとする。
- 六 「省エネルギー住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年6月23日法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。）第3条第1項の規定により定められた日本住宅性能表示基準のうち、省エネルギー対策等級4に適合する住宅とする。

## (補助事業者および交付要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、県内に自己の居住用の住宅を建設または購入する者とする。

- 2 交付要件は、別表第1に掲げる交付区分ごとの条件を満たすものとする。
- 3 ぐんま優良木材の使用については、品質認証センターが実施する検査を受け、ぐんま優良木材使用住宅証明書の交付を受けるものとする。

## (補助金額)

第4条 補助金額は、次の各号に定めるところとする。

- 一 構造材にかかる補助については、別表第2に掲げるとおりとする。
- 二 内装材にかかる補助については、ぐんま優良木材の内装材の使用面積1㎡あたり3,000円とし、15万円を上限とする。
- 三 省エネルギー住宅にかかる割増補助については、別表第2に掲げる額に10万円を加算した金額とする。

( 交付申請および交付決定 )

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(別記様式第 1 号)に別表第 3 に掲げる書類を添付し、原則として次の各号に定める時期に品質認証センターを経由して知事に申請しなければならない。

- 一 構造材にかかる補助および省エネルギー住宅にかかる割増補助は、当該住宅が上棟する日の 30 日前まで。
  - 二 内装材にかかる補助は、当該住宅の内装材の施工が完了する日の 30 日前まで。
  - 三 購入する場合は、当該住宅の売買契約の締結後 30 日以内。
- 2 知事は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、交付決定通知書(別記様式第 2 号)により、当該申請者に通知する。

( 申請内容の変更 )

第 6 条 申請者は、申請内容のうち、次の各号の内容に変更が生じた場合は、変更交付申請書(別記様式第 3 号)により、速やかに品質認証センターを経由して知事に申請しなければならない。

- 一 補助金交付決定額
  - 二 構造材にかかる補助は上棟の日、省エネルギー住宅にかかる割増補助は竣工日、内装材にかかる補助は内装の施工が完了する日が、それぞれ遅れる場合
  - 三 施工業者
  - 四 その他知事が必要と認めるもの
- 2 知事は、前項の変更申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定するとともに、変更交付決定通知書(別記様式第 4 号)により、当該申請者に通知する。

( 実績報告 )

第 7 条 申請者は、第 5 条第 2 項による交付決定の後、実績報告書(別記様式第 5 号)に別表第 4 に掲げる書類を添付し、品質認証センターを経由して知事に提出しなければならない。

( 額の確定および補助金の交付 )

第 8 条 知事は、前条の報告書が提出されたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、その額を確定するとともに補助金額の確定通知書(別記様式第 6 号)により当該申請者に通知し、速やかに申請者が指定する口座へ振り込むものとする。

( 居住開始の届出 )

第 9 条 本補助金の交付を受けた者のうち、建設または購入した者が当該住宅へ居住を始めたときは、速やかに居住開始届(別記様式第 8 号)により知事に届け出なければならない。

( 書類等の整備 )

第 10 条 申請者は、本事業にかかる帳簿や書類等について、事業が完了した年度の翌年度から 5 年間はこれを保存しなければならない。

( 補助金交付の取り消し等 )

第 11 条 知事は、申請者が本要綱に違反したとき、または虚偽の事項を記載するなど、補助金の交付に関して不正な行為があったときは、補助金の交付決定の取り消しや、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

別表第 1

交付要件

交付区分 条 件	造材補助		内装材補助
	( A )	( B )	
住宅の規模等	延床面積 8 0 m <sup>2</sup> 以上 2 8 0 m <sup>2</sup> 以下の一戸建て専用住宅		規定しない
ぐんま優良木材の使用	構造材のうち、ぐんま優良木材を 6 0 %以上使用		内装材のうち、ぐんま優良木材を 1 0 m <sup>2</sup> 以上使用
使用部材の規定	構造材のうち柱材についてはすべて12 cm角以上	構造材のうち柱材についてはすべて10.5 cm角以上	内装材の部材の厚さが 1 2 mm以上
施工業者	<p>工事を施工する者が、群馬県内に事業所を有し、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）別表第 1 の下欄の建築工事業の許可を受けていること。ただし、補助に係る住宅の延床面積が 1 5 0 平方メートルに満たない場合であって、工事を施工する者がもっぱら建設業法施行令第 1 条の 2 に定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業としているため建設業の許可を要しない場合についてはこの限りでない。なお、工事を施工する者が、建設業の許可を有していない場合は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 1 9 年 5 月 3 0 日法律第 6 6 号）（以後、「住宅瑕疵担保履行法」という。）に定める住宅瑕疵担保責任の資力確保のための住宅瑕疵担保責任保険と同等な保険に加入していること。</p>		工事を施工する者が、群馬県内に事業所を有していること。
施工および各証明	<p>補助金交付決定を受けた年度の末までに上棟し、「ぐんま優良木材使用住宅証明書」の交付を受けること。</p> <p>省エネルギー住宅割増補助を受ける場合は、補助金交付決定を受けた年度の末までに住宅が完成し、「ぐんま優良木材使用住宅証明書」が交付され、住宅品質確保促進法第 3 条第 1 項に定める日本住宅性能表示基準の省エネルギー対策等級 4 に適合することがわかる書類の交付を受けること。</p>		補助金交付決定を受けた年度の末までに内装材の施工が完了し、「ぐんま優良木材使用住宅証明書」の交付を受けること。

構造材補助施工業者の要件中、「なお、工事を施工する者が、建設業の許可を有していない場合は、住宅瑕疵担保履行法に定める住宅瑕疵担保責任の資力確保のための住宅瑕疵担保責任保険と同等な保険に加入していること。」については、住宅の引き渡しは平成 2 1 年 1 0 月 1 日以降になるものから適用し、それ以前については、「また、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年 6 月 2 3 日法律第 8 1 号）第 9 4 条および第 9 5 条に定める瑕疵担保責任を保証するための制度に登録していること。」と読み替えるものとする。

別表第2

構造材にかかる補助

		ぐんま優良木材（構造材）使用材積率		
		60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上
延 床 面 積	80㎡以上 99㎡未満	30万円	30万円	40万円
	99㎡以上 132㎡未満	30万円	40万円	40万円
	132㎡以上 165㎡未満	40万円	40万円	50万円
	165㎡以上 280㎡以下	40万円	50万円	50万円

交付区分「構造材（B）」に係る補助額は、この表に規定する金額より10万円を減じた額とする。

別表第3

補助金交付申請書に添付する書類

構造材 補助	木びろい表（別記様式第7号）
	現地案内図
	各階平面図
	建築確認済証の写または建築工事届の写
	住宅品質確保促進法第3条第1項に定める日本住宅性能表示基準の省エネルギー対策等級4を満たす設計住宅性能評価書の写または独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業における優良住宅取得支援制度の省エネルギー性能を満たす設計検査申請書の写 （省エネルギー住宅割増補助のみ）
	施工業者の建築業許可書等の写
	施工業者が建設業法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業としているため建設業の許可を要しない場合は、住宅瑕疵担保履行法に定める住宅瑕疵担保責任保険と同等な住宅瑕疵担保責任の資力確保のための保険に加入していることを証する書類の写
	工事請負契約書の写または売買契約書の写
	その他知事が必要と認める書類
内装材 補助	木びろい表（別記様式第7号）
	現地案内図
	各階平面図
	内装材施工位置図
	内装材施工面積計算書
	住民票（改装のみ）
	建築確認済証の写または建築工事届の写（新築または購入のみ）
	工事請負契約書の写または売買契約書の写
	その他知事が必要と認める書類

構造材補助添付書類中、「施工業者が建設業法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業としているため建設業の許可を要しない場合は、住宅瑕疵担保履行法に定める住宅瑕疵担保責任保険と同等な住宅瑕疵担保責任の資力確保のための保険に加入していることを証する書類の写」については、住宅の引き渡し日が平成21年10月1日以降になるものから適用し、それ以前については、「財団法人住宅保証機構の住宅性能保証制度等の保証制度に登録していることを証する書類の写」と読み替えるものとする。

別表第4

実績報告書に添付する書類

構造材 補助	ぐんま優良木材使用住宅証明書の写
	建設住宅性能評価書の写または独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業における優良住宅取得支援制度の省エネルギー性能を満たす適合証明書の写 (省エネルギー住宅割増補助のみ)
	その他知事が必要と認める書類
内装材 補助	ぐんま優良木材使用住宅証明書の写
	その他知事が必要と認める書類

# 平成 年度ぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

群馬県知事 へ

住所 〒  
 申請者 氏名 印  
 電話番号

ぐんまの木で家づくり支援事業補助金を利用したいので、ぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

交付区分	構造材 ( A ・ B ) / ( 新築 ・ 購入 ) / 省エネ割増 ( 有 ・ 無 )	交付	円
	内装材 ( 新築 ・ 購入 ・ 改装 )	申請額	

住宅の概要	建設地	構造延床面積		造階建	m <sup>2</sup>
	上棟予定日 <small>構造材補助のみ記載</small>	平成 年 月 日	内装施工完了予定日 <small>内装材補助のみ記載</small>	平成 年 月 日	
	竣工予定日 <small>省エネ割増のみ記載</small>	平成 年 月 日	契約日 <small>建売住宅のみ記載</small>	平成 年 月 日	
ぐんま優良木材	構造材	構造材の総使用材積(A) うち ぐんま優良木材(B)	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	ぐんま優良木材 使用割合(B/A)	%
	内装材	ぐんま優良木材使用面積	m <sup>2</sup>	主たる木材の木びろい表から転記	
施工業者	名称	担当者			
	所在地	TEL ( ) -			
	ぐんま優良木造住宅 建設業者登録番号	第 号			

### 【添付書類】

木びろい表 現地案内図 各階平面図 建築確認確認済証または建築工事届の写(改装以外)  
 内装材施工箇所位置図(内装材補助のみ) 施工面積計算書(内装材補助のみ) 住民票(改装のみ)  
 工事請負契約書の写または売買契約書の写  
 施工業者の建設業許可書の写(「ぐんま優良木造住宅施工業者登録制度」に登録している場合は添付を省略できる)  
 施工業者が建設業法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業としているため建設業の許可を要しない場合は、住宅瑕疵担保履行法に定める住宅瑕疵担保責任保険と同等な住宅瑕疵担保責任の資力確保のための保険に加入していることを証する書類の写(構造材補助のみ)  
 住宅性能評価(日本住宅性能表示基準の省エネ<sup>+</sup>-対策等級4適合)の設計住宅性能評価書の写またはワット35(優良住宅取得支援制度の省エネ<sup>+</sup>-性能適合)の検査機関受付済みの設計検査申請書の写(省エネ<sup>+</sup>-住宅割増補助のみ)

### 【注意事項】

構造材補助(省エネルギー住宅割増補助を含む)は上棟予定日の30日前まで、内装材補助は内装材施工完了予定日の30日前まで、購入の場合は売買契約締結後30日以内にぐんま優良木材品質認証センターへ申請書類を提出してください。  
 4月中に上棟または内装材施工完了予定の場合に限り、4月1日以降で上棟予定日または内装材施工完了予定日前のなるべく早いうちに交付申請書を提出してください。  
 内装材補助の交付申請額は、算出した額の100円未満を切り捨てた額を記載してください。  
 交付区分「構造材(A)」は、構造材のうち柱材がすべて12cm角以上のもの、「構造材(B)」は、「構造材(A)」以外で、構造材のうち柱材がすべて10.5cm角以上のものに係る補助です。

群馬県指令林振第 号

平成 年度ぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付決定通知書

住 所 〒

氏 名

電話番号

平成 年 月 日付けで申請のあったぐんまの木で家づくり支援事業補助金の交付について、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）第5条およびぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり交付します。

平成 年 月 日

群馬県知事  
(林業振興課)

- この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請があった平成 年度ぐんまの木で家づくり支援事業とし、その内容は申請書記載のとおりとします。
- 補助にかかる内容および補助金の額は次のとおりとします。

事業管理番号	補助金交付決定額	円
交付区分	事業完了日	平成 年 月 日

- 構造材補助の場合、2に記載の事業完了日までに上棟し、ぐんま優良木材使用住宅証明書の交付を受けてください。
- 省エネルギー住宅割増補助の場合、2に記載の事業完了日までに住宅が完成しぐんま優良木材使用住宅証明書の交付を受け、建設住宅性能評価書またはフラット35の適合証明書の交付を受けてください。
- 内装材補助の場合、2に記載の事業完了日までに内装の施工を完了し、ぐんま優良木材使用住宅証明書の交付を受けてください。
- 各補助について、3から5の条件が満たされたら速やかに「ぐんまの木で家づくり支援事業補助金実績報告書（様式第5号）」を提出してください。なお、年度内の上の条件が満たされない場合、補助金の交付を受けられないことがあります。
- 以下の内容に変更が生じたときは、速やかに変更交付申請書を提出してください。  
2に記載の補助金交付決定額が変更になる場合  
構造材補助は上棟日、省エネ割増補助は竣工日、内装材補助は内装施工完了日がそれぞれ2に記載の事業完了日を超える場合（ただし最長で年度末まで）  
施工業者が変更になる場合  
その他知事が必要と認める場合
- 本補助金の交付に関する書類は、交付決定の年度から6年間保管してください。

【注意事項】

- ぐんまの木で家づくり支援事業要綱に違反したり、虚偽の事項を記載するなど補助金の交付に関して不正があった場合は、交付決定の取り消しや、補助金の一部または全部を返還していただく場合があります。
- 本補助金の交付決定は、当該住宅の性能を担保するものではありません。

平成 年度ぐんまの木で家づくり支援事業補助金変更交付申請書

平成 年 月 日

群馬県知事 へ

住 所 〒  
ふりがな  
氏 名 印  
申請者 電話番号  
事業管理番号

平成 年 月 日付け群馬県指令林振第 号で交付決定されたぐんまの木で家づくり支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、ぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更内容

変更事項	申請書の内容	変更後の内容

2. 変更の理由

【注意事項】

変更交付申請書を提出する必要がある場合は次のとおりです。  
補助金交付決定通知書に記載の補助金交付決定額が変更になる場合  
構造材補助は上棟日、省エネ割増補助は竣工日、内装材補助は内装施工完了日が、それぞれ補助金交付決定通知書に記載の事業完了日を超える場合（ただし年度内まで）  
施工業者が変更になる場合  
その他知事が必要と認める場合

【添付書類】

変更内容がわかる書類（例：建築確認の変更に係る書類の写、変更後の図面、木びろい表等）を添付してください。

(様式第4号)

群馬県指令林振第 号

平成 年度ぐんまの木で家づくり支援事業補助金変更交付決定通知書

住 所 〒

氏 名

電話番号

事業管理番号

平成 年 月 日付けで申請のあったぐんまの木で家づくり支援事業補助金の変更について、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）第9条およびぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり変更決定します。

平成 年 月 日

群馬県知事

(林業振興課)

1. 変更の対象となる事業は、当該変更申請書に記載のとおりとし、その他については平成 年 月 日付け群馬県指令林振第 号による交付決定通知のとおりとします。

2. 変更後における内容および補助金の額は次のとおりとします。

交付区分		補助金交付 決定額	円
------	--	--------------	---

平成 年度ぐんまの木で家づくり支援事業実績報告書

平成 年 月 日

群馬県知事 あて

申請者 住所 〒  
ふりがな 氏 名 印  
電話番号  
事業管理番号

平成 年 月 日付け群馬県指令林振第 号で交付決定されたぐんまの木で家づくり支援事業補助金について、ぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

交付区分	構造材( A ・ B ) 内装材 / (省エネ割増 有 ・ 無 )	交付決定額	円
------	--------------------------------------	-------	---

上棟日 <small>構造材補助のみ記載</small>	平成 年 月 日	内装施工完了日 <small>内装材補助のみ記載</small>	平成 年 月 日
竣工日 <small>省エネ割増のみ記載</small>	平成 年 月 日	契約日 <small>建売住宅のみ記載</small>	平成 年 月 日

ぐんま優良木材 使用住宅証明書交付日	平成 年 月 日	ぐんま優良木材使用住宅証明書から転記
-----------------------	----------	--------------------

ぐんま 優良木材 使用実績	構造材	構造材の総使用材積(A) うち ぐんま優良木材(B)	. m <sup>3</sup> . m <sup>3</sup>	ぐんま優良木材 使用割合(B/A)	. %
	内装材	ぐんま優良木材使用面積	. m <sup>2</sup>	ぐんま優良木材使用住宅証明書から転記	

振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合	支店名	本・支店	
	口座種別	普通・当座・貯蓄	口座番号		
	ふりがな				
	口座名義人				

振込先は株式会社ゆうちょ銀行以外の口座で、申請者名義のものとしします。

【添付書類】

ぐんま優良木材使用住宅証明書の写  
住宅性能評価（日本住宅性能表示基準の省エネルギー対策等級4適合）の建設住宅性能評価書の写またはフラット35（優良住宅取得支援制度の省エネルギー性能適合）の適合証明書の写（省エネルギー住宅割増補助のみ）

【注意事項】

交付区分「構造材(A)」は、構造材のうち柱材がすべて12cm角以上のもの、「構造材(B)」は、「構造材(A)」以外で、構造材のうち柱材がすべて10.5cm角以上のものに係る補助です。

平成 年度ぐんまの木で家づくり支援事業補助金額の確定通知書

住 所 〒

氏 名

電話番号

事業管理番号

平成 年 月 日付け群馬県指令林振第 号で交付決定した平成 年度ぐんまの木で家づくり支援事業補助金については、平成 年 月 日付けで提出された実績報告書に基づき、次のとおり確定します。

平成 年 月 日

群馬県知事  
(林業振興課)

1. 補助金の確定内容

交付区分		補助金交付額	円
------	--	--------	---

2. 補助金の対象となる住宅の概要

所在地	
構造 延床面積	造 階建 / . m <sup>2</sup>

【注意事項】

- ・ 構造材補助および内装材補助（新築・購入）を受けた方は、住宅が完成して居住を開始したら、同封の居住開始届（ハガキ）に必要事項を記入の上投函してください。
- ・ 本補助金の交付にかかる書類は、本通知書の年度から6年間保管してください。
- ・ ぐんまの木で家づくり支援事業要綱に違反したり、補助金の交付に関して不正があった場合は、補助金の一部または全部を返還していただく場合があります。
- ・ 本補助金の交付は、当該住宅の性能を担保するものではありません。

[主たる木材の木びろい表]

名称		樹種	長さ (mm)	断面寸法(幅×厚み) (mm)	数量	単資材 (m <sup>3</sup> )	ぐんま優良木材 総材積(m <sup>3</sup> )	その他木材 総材積(m <sup>3</sup> )
土台	土台	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	火打土台	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
柱	管柱	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	通し柱	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
斜材	筋交	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	方づえ	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	火打材	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
梁・桁	大梁	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	小梁(桁)	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	妻梁・軒桁	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	胴差	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
間柱		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
大引		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
根太	根太	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	根太掛	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
小屋梁		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
母屋		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
棟木	棟木	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	隅木	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
小屋束		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
垂木		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
合計							(A)	(B)
総材積								(A+B)
使用割合								%(A/(A+B))
仕 上 げ 内 装 材								
合計								

申請者 住所 _____ 氏名 _____ 電話番号 ( _____ ) - _____	本書のとおり施工することを証明します。 施工者 住所 _____ 氏名 _____ 印 電話番号 ( _____ ) - _____
--	---

- 1 対象となる構造材は、本表に記載の部材のみとし、野地板、床下地板、貫、床束等は対象外とします。
- 2 単資材、ぐんま優良木材総材積、その他木材総材積欄は、小数点第5位以下は切り捨てて記入してください。
- 3 使用割合欄は、小数点第3位以下は切り捨てて記入してください。
- 4 本表が2ページ以上になる場合は、ページごとにくんま優良木材総材積(A)、その他木材総材積(B)の小計を記入してください。
- 5 上表の各部材で木材を使用しない部分がある場合は、その理由を以下に記入してください。

# 表

郵便はがき

切手をお貼り下さい

3 7 1 8 5 7 0

群馬県前橋市大手町一、一、一  
群馬県環境森林部  
林業振興課 県産木材振興係  
あて



## ぐんまの木で家づくり支援事業要綱 様式一覧

番号	様 式 名
第 1 号	ぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付申請書
第 2 号	ぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付決定通知書
第 3 号	ぐんまの木で家づくり支援事業補助金変更交付申請書
第 4 号	ぐんまの木で家づくり支援事業変更交付決定通知書
第 5 号	ぐんまの木で家づくり支援事業実績報告書
第 6 号	ぐんまの木で家づくり支援事業補助金額の確定通知書
第 7 号	木びろい表
第 8 号	居住開始届